

## 底層溶存酸素量に関する環境基準の類型指定について

水大気環境課

## 1 はじめに

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目環境基準」という。）は昭和 46 年に設定され、湖沼及び海域では現在 11 項目が定められている。このうち、底層溶存酸素量の設定については、平成 28 年 3 月に生活環境項目環境基準に位置付けられた。

本県でも諏訪湖における底層溶存酸素量の類型指定を行うための基礎資料作成業務を令和 3 年度委託業務により実施している。

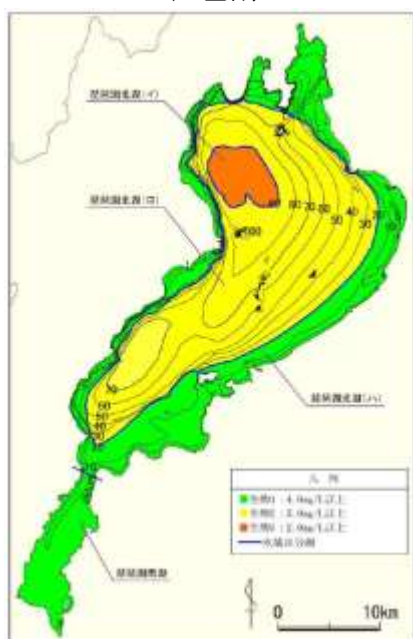
## 2 底層溶存酸素量の環境基準

| 項目<br>類型                                           | 水生生物が生息・再生産する場の適応性                                                                               | 基準値                                   | 該当水域            |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|
| 生物 1                                               | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域                 | 4.0mg/L 以上                            | 別に水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物 2                                               | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 3.0mg/L 以上                            |                 |
| 生物 3                                               | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域     | 2.0mg/L 以上                            |                 |
| 測定方法                                               |                                                                                                  | JIS K0102 の 32 に定める方法又は告示付表 13 に掲げる方法 |                 |
| 備考                                                 |                                                                                                  |                                       |                 |
| 1 基準値は日間平均値とする。                                    |                                                                                                  |                                       |                 |
| 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。 |                                                                                                  |                                       |                 |

## 3 国による琵琶湖・東京湾の底層溶存酸素量の類型指定

複数の都道府県の区域にわたる水域について、国が令和 3 年 12 月 28 日に琵琶湖及び東京湾に対し底層溶存酸素量の類型指定を行った。本県では他の都道府県に先立ち、諏訪湖の底層溶存酸素量の類型指定を行い、第 8 期諏訪湖水質保全計画に盛り込む予定である。

琵琶湖



東京湾

